

平成20年5月14日

各位

会社名 浜井産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
井上 忠  
(コード番号6131 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役経理部長  
山畑 喜義  
TEL.03-3491-0131

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社子会社の事業の現状に即し、事業目的の一部追加を行うものであります。
- (2) 株式取扱規則に株主の権利の行使に際しての手續についても定められている旨を明確にするものであります(変更案第11条)。
- (3) あわせて字句等の削除・一部変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~4. (条文省略) (新設)	第1章 総則 (目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~4. (条文省略) <u>5. 特定労働者派遣事業</u>
第2章 株式 (株式取扱規則) 第11条 当社の株券の種類ならびに <u>株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	第2章 株式 (株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに <u>株主の権利の行使に関する手續は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
第6章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第6章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日(金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成20年6月27日(金曜日)